

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
羽曳野警察署	行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。										
	<table><tr><th>種別</th><th>許可数量</th><th>目的</th><th>年間使用料</th><th>許可期間</th></tr><tr><td>建物</td><td>1. 26㎡</td><td>自動販売機</td><td>1, 815, 000円</td><td>(注) 令和 5 年 4 月 3 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで</td></tr></table> (注) 公有財産台帳では、許可期間が「令和 5 年 4 月 3 日から令和10年 3 月 31 日まで」のまま放置されていた。	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	1. 26㎡	自動販売機	1, 815, 000円	(注) 令和 5 年 4 月 3 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで	【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間								
建物	1. 26㎡	自動販売機	1, 815, 000円	(注) 令和 5 年 4 月 3 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年10月1日から令和7年1月31日まで）